



議案第九号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬成

昭和五十五年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第三十一号）
 の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

利用者の区分		室別	定員 人	休憩使用料 （一人一回当り の最低使 用料） 円	入湯料 一人一回 当り	備考
一 町内に住所を有する 者で六十歳以上の者及 び身体障害者手帳所持 者		大集会室	三六	〇	〇円	1 小中学生の休憩使用料は 定額の五割を減額した額と する。ただし、町外者には 適用しない。
和 室 (六畳)			六	一〇〇〇 (三〇〇〇)		

二 町内に住所を有する 一以外の者	大集会室	三六	三〇〇	大人	2 酒類等飲食したときは、 一人当り一〇〇円を加算 する。 3 休憩使用者の備品使用 料は、布団一組三〇〇円 浴衣一枚一〇〇円電気コ タツ二〇〇円とする。 4 冷暖房使用中は、大集 会室一人三〇円、和室一 日二〇〇円、半日のとき は一〇〇円加算する。た だし、町内に住所を有す る者は無料とする。
	(和室 六畳)	六	(一、三〇〇 四〇〇)	一〇〇円	
三 町内に住所を有しな る者	大集会室	三六	四〇〇	小中学生	
	(和室 六畳)	六	(一、五〇〇 四〇〇)	五〇円	

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。